

●香川県告示第300号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

令和4年10月21日

香川県知事 池 田 豊 人

- 1 指 定 番 号 西土指道 第5号
- 2 指 定 年 月 日 令和4年10月11日
- 3 指定道路の位置 観音寺市村黒町字堂免541番1の一部
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.70メートル
延長 99.04メートル

関係の図面は、香川県土木部建築指導課及び香川県西讃土木事務所総務課において閲覧に供する。